

総合体育館備付物品等使用料

（令和8年10月1日から）

区分	品 名	単 位	使 用 料	摘 要
放送設備	拡声装置基本料	1 式	<u>1,310</u> 円	マイク1個付き
	マイクロホン	1 個	<u>550</u> 円	
	携帯用拡声装置	1 式	<u>550</u> 円	マイク1個付き
映写設備	スライド映写機	1 台	<u>870</u> 円	
	スクリーン	1 枚	100 円	
体育用器具	電光得点表示器	1 組	<u>1,650</u> 円	
	バスケットボールタイムアウト要求器	1 台	160 円	
	タイマー	1 台	<u>550</u> 円	
	ストップウォッチ	1 個	50 円	
その他	演台	1 台	210 円	
	保護シート	1 巻	160 円	
	長机	1 台	50 円	
	折りたたみ椅子	1 脚	10 円	

備考

- 1 使用料は、午前・午後・夜間区分における1区分の額とする。
- 2 時間区分を超えて使用するときは、超過時間1時間につきその使用料の3割を徴収する。
- 3 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

※ 下線を引いている使用料が、今回改正となった備品です。